

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

■日時 平成25年12月25日(水)午前10時02分～午前11時35分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

小島会長 田中正第二部会長 木村委員 黒田委員 輿水委員 小堀委員 坂本委員
田中修三 寺島委員 中杉委員 西川委員 羽染委員 平手委員 守田委員

■議事内容

1 答申

「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価書案
⇒○評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒○別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|----------------------|---|-------------------|
| 1 環境影響評価調査計画書 | ・(仮称) 八王子インター北SC建設事業 | 平成 25 年 11 月 15 日 |
| 2 事後調査報告書 | ・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業 (工事の施行中その1) | 平成 25 年 12 月 13 日 |
| | ・業平橋押上地区開発事業 (工事の完了後その2) | 平成 25 年 12 月 13 日 |
| | ・東雲地区開発事業 (工事の施行中その4) | 平成 25 年 12 月 17 日 |
| | ・大田清掃工場整備事業 (工事の施行中その4) | 平成 25 年 12 月 9 日 |
| | ・小田急電鉄小田原線 (代々木上原駅～梅ヶ丘駅間) の連続立体交差及び複々線化事業 (工事の施行中その2) | 平成 25 年 12 月 13 日 |
| 3 変 更 届 | ・京成電鉄押上線 (四ツ木駅～青砥駅間) 連続立体交差事業 | 平成 25 年 12 月 13 日 |
| | ・二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線第125号線建設事業 | 平成 25 年 12 月 13 日 |
| | ・株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業 | 平成 25 年 11 月 19 日 |
| | ・(仮称) I K E A立川建設事業 | 平成 25 年 12 月 12 日 |
| 4 着 工 届 (事後調査計画書) | ・赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業 | 平成 25 年 11 月 19 日 |
| | ・西武鉄道新宿線 (中井駅～野方駅間) 連続立体交差事業 | 平成 25 年 12 月 2 日 |

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会

速 記 録

平成25年12月25日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時02分開会)

○木村環境都市づくり課長 それでは、定刻でございますので、まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃると思いますが、始めさせていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち、14名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、平成25年度第9回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がおります。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人を30名程度とします。

では、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。よろしくお祈いします。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会を開催します。

本日の会議は、議事次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後に、受理報告を受けることにいたします。

それでは「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件につきましては、田中第二部会長から報告を受けることにしたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

○田中(正)第二部会長 おはようございます。

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○上田アセスメント担当課長 それでは、資料1をご覧ください。

読み上げます。

平成25年12月25日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2 ページをお開きください。(仮称)立川立飛商業施設計画に係る環境影響評価書案について。

第1 審議経過

本審議会では、平成25年7月25日に「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価書案(以下、「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおねむ「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

関連車両の走行に伴う大気質濃度及び騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量について、算出根拠が不明確なことから、その算出過程を分かりやすく説明すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音について、より一層の環境保全のための措置を検討し、それらの低減に努めること。

また、当該車両の走行ルート上に幼稚園等があることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、本事業により騒音・振動の影響を低減するよう努めること。

【景観】

街路沿道や外構部及び屋上の緑化を行うことにより、開放的な賑わいのある空間を創出し、評価の指標を満足するとしていることから、緑化計画について、具体的に記述すること。

併せて、計画地にサクラなどの既存樹木があり、良好な景観の要素となっていることから、これらの樹木の保存について十分配慮すること。

【廃棄物】

施設の供用に伴い発生する廃棄物について、類似店舗の実績等を踏まえたりサイクル率を設定し、再資源化量等を明らかにすること。

【温室効果ガス】

計画建築物の省エネルギー性能について、「東京都省エネルギー性能評価書作成基準」の評価基準の段階2を目標としていることから、その達成の方策について、具体的に記述すること。

4ページは付表でございます。

以上です。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから審議の経過について御報告いたします。

「(仮称)立川立飛商業施設計画」に係る環境影響評価書案は、ただいま事務局から御説明がありましたように、平成25年7月25日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま事務局が朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見はありませんでしたが、関係市長である立川市長からは意見が出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見の提出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われているものであると認めますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求め

ることといたします。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業の計画地は立川市の多摩都市モノレール立飛駅に面した立飛グループ所有地内に位置する約9.4haの敷地でございます。事業の内容は商業施設の建設及びそれらに伴う約3,200台の来客者用の駐車場を設置するものであり、アセスにおける対象事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

まず【大気汚染、騒音・振動共通】の意見ですけれども、大気質濃度及び騒音・振動の予測の基礎となる関連車両の将来交通量について、その算出過程を分かりやすく説明することを求めるものでございます。

次に【騒音・振動】です。計画地周辺は現状におきましても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音・振動の低減に努めることなどを求めるものでございます。

次に【景観】です。街路沿道や屋上の緑化などにより創出される開放的な賑わいのある空間について、その緑化計画を具体的に示すことを求めるものでございます。

次に【廃棄物】です。施設の供用に伴い発生する廃棄物について、類似店舗の実績等を踏まえ、再資源化量等を明らかにすることに求めるものでございます。

最後に【温室効果ガス】です。評価基準の段階2を目標としている省エネルギー性能について、その目標達成の方策の具体的な記述を求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま報告につきまして、御意見がございましたらどうぞ。

第二部会の方々、何か補足説明等ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特段追加の意見等ございませんようですので、これは第二部会で細かい審議をしていただいた結果の報告でございますので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○上田アセスメント担当課長 読み上げます。

25 東環審第 27 号

平成 25 年 12 月 25 日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)立飛商業施設計画」環境影響評価書案について (答申)

平成 25 年 7 月 25 日 25 環都環第 197 号 (諮問第 409 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することいたします。

続きまして、受理関係に移りたいと思います。それでは、受理関係について事務局から報告、よろしくお願ひします。

○木村環境都市づくり課長 それでは、受理関係について御報告いたします。5 ページの資料 2 をご覧ください。環境影響評価調査計画書 1 件、この案件につきましては、11 月に受理済みでございますが、1 月の第二部会で項目別審議、総会で答申を予定しておりますので、事業の概要について御報告させていただきます。

その他、事後調査報告書 5 件、変更届 4 件、着工届 2 件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、担当から御説明させていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、環境影響評価調査計画書「(仮称)八王子インター北 SC 建設事業」、こちらについて御説明いたします。

お手元にありますオレンジ色の冊子が調査計画書になります。この事業につきましては、今、事務局から御説明しましたが、1 月の第二部会のほうで項目別審議をしていただき、総会に答申をいただく予定となっております。

調査計画書の 1 ページをご覧ください。本事業ですが、事業者の名称はイオンモール株式

会社。

対象事業の名称及び種類になりますが、「(仮称) 八王子インター北 SC 建設事業。」事業の種類としましては「自動車駐車場の設置」となっております。

3 に対象内容の概要がございますが、所在地になりますが、八王子左入町及び滝山町一丁目の一部となっております。

計画敷地の面積ですが、約 94,300m²。

建築物の概要ですけれども、商業棟と立体駐車場を建てる予定になっております。

建物の面積になりますが、約 49,000m²。延べ床面積が 1,169,300m²。そのうち、店舗面積が約 5 万 m² となっております。

建物の高さですが、約 30 メートルという高さになっております。

本事業であります自動車駐車場の設置における駐車場台数ですが、約 3,500 台となっております。

工事の予定期間ですが、平成 27 年 3 月から 28 年 3 月とおおむね 1 年間を予定しております。供用開始予定が 28 年 3 月という計画になっております。

3 ページの図 4.2-1 をご覧ください。真ん中の赤で囲ってある部分が計画地になります。計画地の北側を国道 141 号、滝山街道と都道 169 号新滝山街道が東西に走っております。

南北につきましては、国道 16 号東京環状が南北に走っておりまして、計画地の西側に八王子市幹線 1 級 49 号が南北に走っております。

また、計画地の南側のほうに、中央自動車道八王子インターチェンジがあるという状況でございます。

4 ページをご覧ください。こちらが航空写真になっております。計画地が赤で囲ってある部分で、これにつきましては、現在、オレンジで囲ってある部分が土地区画整備事業としましては、造成中でありまして、これが終わった段階で計画地に建設物を建てるという形になっております。

5 ページ、図 4.2-2 をご覧ください。完成のイメージ図がありますが、手前側が北街区商業棟になります。奥にありますのが南街区、立体駐車場という形で大きな棟が 2 つ建つという形になっております。

商業棟につきましては、店舗とサブ核店舗、専門店とシネコン、映画館とアミューズメント、レストラン等が入る予定になっております。

6 ページ、今回の駐車場の計画ですけれども、北街区、こちらが商業棟になりますが、こ

ちらに約 1,800 台の駐車場スペースをつくる。南街区、こちらが立体駐車場のほうですが、こちらに 1,700 台。あわせて 3,500 台分の駐車場スペースを確保するという計画になってございます。

78 ページをご覧ください。環境影響評価の項目になります。今回、選定しました項目は 79 ページ、表 7.1-1 で●がついている項目、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、以上 11 項目を選定してございます。

88～81 ページに表 7.1-2 がありますが、こちらが選定した項目及びその理由になります。

80 ページをご覧ください。大気汚染と騒音・振動ですけれども、こちらは工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行。完了後につきましては、駐車場利用車両の走行及び関連車両の走行による影響が考えられることから、今回、環境影響評価の項目として選定してございます。

水質汚濁についてですが、工事の施行中における濁水につきまして、これによる公共用水域への水質の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定してございます。

前に戻りますが、4 ページをご覧ください。

航空写真がありますけれども、敷地の北側のところに谷地川があるのですけれども、こちらのほうに水は流す予定になってございます。

続きまして、水循環になります。工事の施行中におきまして、建設工事の実施と地下構造物の存在に伴いまして、地下水の流域の変化、工事の完了後における計画建築物存在による地下水の涵養等の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定してございます。

続きまして、生物・生態系になります。本事業におけます建設工事は、先ほども御説明しましたが、土地区画整備事業による造成、整地後に行うものになってございます。したがって、本事業の建設工事に伴う自然の変化というものはございません。ですが、計画地の西側、調査計画書の 65 ページをご覧ください。図がありますけれども、赤でくくってあるのが計画地になります。計画地の西側、オレンジ色の部分になりますけれども、こちらが八王子滝山里山保全地域として指定されております。こちらについてはゲンジボタル等が確認されております。その関係で、ショッピングモールができた後には、照明とかそういう関係がありますので、影響があるだろうということで、生物・生態系の項目を選定してございます。

続きまして、81 ページにお戻りください。日影、電波障害、景観についてですけれども、これも工事の完了後において計画建築物の存在によりまして、計画地周辺への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定してございます。

自然との触れ合い活動の場についてですけれども、計画地周辺は自然との触れ合い活動の場が結構ありまして、計画地の西側にあります八王子市幹線 1 級 49 号がハイキングコースに指定されております。したがって、工事の施行中、工事用車両の走行、また、工事の完了後におきましては、関連車両の走行によりまして、これらのハイキングコースへの影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定してございます。

続きまして、廃棄物についてです。工事の施行中における建設工事に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土、また、工事の完了後施設の供用に伴い発生する廃棄物、これらの影響が考えられますので、環境影響評価項目として選定してございます。

最後、温室効果ガスになりますが、これも工事の完了後になりますが、施設の供用に伴いまして、温室効果ガスへの影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定してございます。

以上、11 項目が選定した項目になります。

82 ページ、表 7.2-1、こちらが選定しなかった項目及びその理由になってございます。選定しなかった項目ですけれども、悪臭等 6 項目になってございます。これらの選定しなかった理由は表 7.2-1 に記載のとおりでございます。

八王子インター北ショッピングセンターの建設事業の説明は以上です。

○上田アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の 6 ページ、事後調査報告書「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業」というものでございます。

答申日は 23 年 6 月 29 日、本事後調査報告書の議論は 25 年 12 月 13 日というものでございまして、事業の種類が「ふ頭の新設」というものでございます。

規模でございますけれども、大水深コンテナ埠頭について、全長 400m、奥行 500m、水深 16m というものを整備するというものでございます。

関連事業といたしまして、中規模コンテナ埠頭、航路・泊地の整備というものが予定されております。

今回の事後調査の区分ですけれども、工事の施行中その 1 というもので、これは平成 24 年度分というものになります。調査の項目が大気汚染、生物・生態系、廃棄物というところでございます。

調査の結果の概要でございます。まず1つ目として、大気汚染、これは事後調査計画書に基づいて建設機械及び工事船舶の稼働というものになります。二酸化窒素の事後調査結果は、秋季で0.047ppm、冬季で0.049ppmでございます。予測結果及び環境基準を下回っております。

また、事後調査結果、年平均値でございますけれども、0.031ppmということで、予測結果と同程度ということでございます。

続きまして、浮遊粒子状物質、SPMでございますが、事後調査結果（日平均値）は、秋季は0.044mg/m³ということでございまして、冬季は0.026mg/m³ということでございます。これはともに予測結果及び環境基準を下回っております。また、事後調査結果の年平均値も0.022mg/m³ということで、予測結果と同程度ということでございます。

続きまして、二酸化硫黄ですけれども、これらも事後調査結果は秋季で0.009ppm、冬季で0.008ppmということで、予測結果及び環境基準を下回っております。事後調査結果の年平均値につきましても0.005ppmということで、予測結果を下回っているということでございます。

続きまして、生物・生態系でございます。鳥類の生息環境の変化の程度ということでございますが、事業区域内の陸域における事後調査結果は、評価書の予測結果と同様に草地や裸地、湿地に生息する種が多く確認されたことから、目立った鳥類相の変化は見られず、鳥類に及ぼす影響は少ないと考えております。

また、事業区域前面の水域における事後調査結果は、冬季の調査では事業区域前面の水域の複数箇所で浚渫や鋼管杭の打設等の工事が行われておりまして、水域を利用する鳥類の確認は少なかったが、その他の時期では確認されたことから、鳥類に及ぼす影響は少ないということが考えられております。

続きまして、7ページ、鳥類相の内容及び変化の程度でございますけれども、事後調査の確認種数は9目24科62種でございます。また、評価書作成時の現況調査結果と同程度ということでございました。また、確認種の種構成も大きな変化はなく、草地・裸地、湿地を生息環境とする種や東京湾周辺で一般的に見られる種が多く確認されたことから、鳥類相に及ぼす影響は少ないものと考えているというものでございます。

続きまして、注目される種への影響でございますが、事後調査の確認種数は7目16科33種でございます。評価書作成時と同程度ということでございました。確認種は評価書時より6種の注目される種が確認できなかったが、新たに7種確認できたということでございまして、これについても注目される種への影響は少ないものと考えているというものでござい

ます。

続きまして、3 つ目の廃棄物でございます。ヤードの整備工事において発生した余剰土砂は、中防外側の用材置場へ横持ちしまして、事業区域間で工事間利用を図り、一部については、新海面処分場に運搬し工事に利用したということでございます。

浚渫工事において発生した床掘・浚渫土量は下の表にあるとおりでございまして評価書時の予測結果とおおむね同程度の発生量でございました。

また、処分状況は羽田沖の浅場造成、東京湾の深掘部及び新海面処分場に搬出し、埋立用材料として利用したというものでございます。

苦情の有無についてはございませんでした。

続きまして、8 ページをご覧ください。事後調査でございまして「業平橋押上地区開発事業」というものでございます。これは東京スカイツリーとスカイツリーに関連する商業ビルの建設というものでございます。

事業の種類は「高層建築物の新築、自動車駐車場の設置」というものでございまして、場所は御存じのとおり墨田区押上一丁目ということでございます。

建築面積が 32,000m²、延べ床面積が 228,000m²ということで、電波塔の高さが 634m。主な用途が電波塔、商業施設、駐車場というものでございます。

事後調査の区分は工事の完了後その 2 ということで、これは平成 25 年 5 月の移転以降のものということで、今回は最後になります。本来ですと工事完了後その 1 の 1 回で終わる予定でしたが、テレビ局等の新タワーへの移転が遅れました関係で、電波のものだけ工事完了後の調査に入らなかったということで、ここだけ追加して御報告させていただくものでございます。

調査の項目は電波（電磁波）というものでございます。

調査結果の内容でございますが、放送通信事業者の無線局から発生する電波の電力束密度について調査いたしたということでございます。

事後調査結果における電力束密度の基準値に対する割合の和は、そこに表がございしますが、11 地点で予測結果を下回ったというものでございます。下回った理由といたしましては、予測の際に考え得る最大の無線局の設置を見込んだのに対して、実際には設置されなかった無線局が多かったというものでございます。これにつきましては、事後調査報告書の業平橋押上というものがございます。こちらを見ていただきたいと思います。

36 ページでございしますが、そちらに表が出ておりまして、予測条件の状況というものでご

ざいます。36 ページにはテレビジョンの放送局、ラジオの放送局ということで順番に出ておりますが、テレビ局では当初東京タワーから 9 局移ってくるところが 8 局、1 局、放送大学が東京タワーのほうに残ったということでございます。

ラジオ局については、6 局移ってくる予定が、実際には 2 局しか移っておりません。そこに書いてあるとおり、特に特出するものは携帯電話会社の中継局、無線局が 12 局のうち 1 つも移っていないということございまして、旧タワーに残った部分が非常に多かったということございまして、そこが予測結果を大幅に下回った原因の一つだと考えられております。

続きまして、本日の資料の 9 ページ「東雲地区開発事業」というものでございます。

これは答申日が 12 年 9 月 11 日、受理日が 25 年 12 月 17 日ということございまして、事業の種類が高層建築物の新築、自動車駐車場の設置などでございます。

位置が江東区東雲一丁目ということで、延べ床面積が 88 万 m²、最高高さが 180m、主要の用途でございますけれども、住宅、商業施設、業務施設、駐車場というものでございまして、工事が 12 年から行われて 29 年に完了予定となっております。

今回は、工事の施行中その 4 ということで、平成 24 年度の後半から 25 年度前半にかかってくるものでございます。

調査項目が地形・地質というものでございます。

1 つ目として、地盤の変形の変化の程度というものでございますが、調査期間における累積変動量は最大 2mm ということで安定おりまして、計画地周辺の土地の安定性に影響を及ぼすものではなかったというものでございます。

2 つ目として、地下水位の変化の程度でございますが、東雲の事後調査報告書 1-3 というものがございまして、No. 3 のところと No. 2' のところを調べているということございまして、No. 3 のところが AP+1.69~1.99、No. 2' のところが AP+1.02~1.54 ということで、潮位の変動の影響及び降水による影響を受けた範囲の水位変化ということございまして、地下水の変動に大きく影響を及ぼすことはなかったと考えているというものでございます。

済みません。その前のスカイツリーのところも苦情がないということございまして、こちらのほうも苦情はございません。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の 10 ページをご覧ください。「大田清掃工場整備事業」の事後調査報告になります。

こちらですが、答申が平成 20 年 11 月 28 日。調査報告書の受理が平成 25 年 12 月 9 日にな

ってございます。

事業の種類ですが「廃棄物処理施設の設置」ということで、この廃棄物処理場の処理能力ですが、焼却炉 1 日当たり 1,200t。灰溶融炉 1 日当たり 140t となっております。

工場の稼働年度ですが、平成 32 年度を予定しております。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その 4 となっております。

調査項目・事項ですが、大気汚染、騒音・振動、廃棄物の 3 項目になります。

大気汚染になりますが、工事用及び清掃車両の走行に伴う排気ガスによる大気質の状況ですが、調査地点は大田清掃工場整備事業の事後調査報告書の 9 ページをご覧ください。●がついております 6 地点で調査しております。SPM につきましては、期間平均値が 0.019～0.026mg/m³ということで、全地点で予測結果を下回っております。

また、参考比較になりますが、環境基準値も下回っております。

二酸化窒素の期間平均値になりますが、こちらが 0.034～0.054ppm ということで、地点の No.2 から No.6、5 地点で予測結果を上回っております。また、No.4 地点で 1 日、No.5 地点で 4 日、No.6 地点で 1 日、環境基準 0.06ppm を上回っております。

報告書の 22 ページをご覧ください。こちらが期間中の測定値のグラフになりますが、それぞれオレンジ色の線が No.4、No.5、No.6 の測定値になってございます。図 6.1-14 をご覧いただきたいのですが、一番上に見えるのがオレンジ色の測定結果になりますけれども、こちらが 10 月 26 日の金曜日に環境基準を超えてございます。

続きまして、真ん中にあります 15 になりますが、こちらが 10 月 25、26、10 月 30、31 の 4 日間、環境基準を超えてございます。

16、一番下の図になりますが、No.6 地点では 10 月 26 日金曜日に環境基準を超えているという結果になってございます。

こちらなのですが、黄緑色の○の折れ線グラフが大井中央陸橋、比較的測定地点に近いところの自排局になりますけれども、このグラフの動きを見ていただきたいのですが、ほぼ No.4、No.5、No.6、いずれの地点の測定結果と同じような動きを示しております。したがって、このときに全般的にバックグラウンド値が高かったのかということが予想されます。

また、今回工事用及び清掃車両の予想台数と実測台数を比較しましたところ、同程度から下回っている状況でございました。また、一般車両におけます工事用清掃車両の割合も 10% を切っているということで、工事による影響というよりもバックグラウンド値が高かったことにより、予測結果を上回っている、または環境基準を上回ったと考えてございます。

続きまして、騒音・振動ですが、本日の資料の 10 ページにお戻りください。建設機械の稼働に伴う騒音レベルになりますが、騒音レベルの最大値は 59～65dB ということで、B 地点で予測結果を上回った。報告書の 33 ページをご覧ください。こちらに測定地点がございますが、B 地点が施設の東側の地点になってございます。ここで予測を上回った原因として考えられますのが、隣に京浜島不燃ごみ処理センターがございますが、こちらの騒音の影響。また、敷地内を走る清掃車両の騒音の影響が大きかったものと考えてございます。

清掃車両ですが、33 ページの図をご覧くださいなのですが、B と書いてある部分があるのですが、その左側のところを清掃車両が通過しているということで、この音を拾っていると考えてございます。

続きまして、工事用及び清掃車両の走行に伴う騒音レベルになりますが、騒音レベルの平均値は 61.4～73.8dB ということで、予測を下回っております。測定地点は先ほどの大気汚染と同じ 9 ページのポイントになりますが、ここは埋立地ということで、1～5 については環境基準の対象になってございません。No.6 の地点ですが、環境基準の騒音レベルの対象になっているのですけれども、今回、環境基準の 70dB を上回っております。

しかし、評価書の作成時の現況調査におきまして、こちらの騒音レベルが 74dB ということで、既に現状でも超えていたということで、今回、No.6 地点で環境基準を超えたというのは、本工事の影響ではないと考えてございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。建設機械の稼働に伴う騒音レベルになりますが、騒音レベルの最大値は 38～53dB となりまして、こちらも地点 B で予測結果を上回ってございます。その原因につきましては、騒音と同様に隣接します京浜島不燃ごみ処理センターからの騒音と敷地内を走行する清掃車両による振動の影響が大きかったと考えられます。

工事用及び清掃車両の走行に伴う振動レベルになりますが、振動レベルの最大値は昼間で 48.3～53.8dB、夜間で 43.4～50.4dB ということで、予測結果とおおむね同程度の結果となっております。

続きまして、廃棄物についてですけれども、計画建築物の建設に伴い発生しました廃棄物の発生量ですが、こちらが下の表にあるとおりになってございます。まだ施行中の段階でありますので、予測結果と直接比較することはできないのですけれども、今回発生しました廃棄物につきましては、ガラスくず及び陶磁器くずを含めまして、100%再資源化してございます。

苦情については、特にございませんでした。

続きまして、12 ページをご覧ください。「小田急電鉄小田原線（代々木上原～梅ヶ丘駅間）の連続立体交差及び複々線化事業」の事後調査報告になります。

こちらの答申ですが、平成 14 年 9 月 17 日、調査報告書の受理日が平成 25 年 12 月 13 日になってございます。

事業の種類ですが「鉄道の改良」です。

本事業ですが、事業延長、工事区間が約 2.2km となっております。

工事期間が平成 16 年度から平成 30 年度までを予定してございます。

今回の報告書ですが、工事の施行中その 2 となります。

調査項目ですが、騒音、振動、地盤沈下、地形・地質、水文環境、廃棄物になってございます。

まず、騒音になりますが、小田急の報告書はちょっと厚めの報告書になっていますが、10 ページをご覧ください。図 1-1 がありますが、この 2.2km にわたりまして、今回、騒音・振動を調査してございます。

建設作業騒音についてですけれども、建設作業騒音の調査結果は 57～76dB でありまして、予測結果を下回ってございます。

道路交通騒音につきましてですが、調査結果は 66dB、着手前の現況地 70dB と予測値 70dB を下回ってございます。

調査結果なのですけれども、環境基準 65dB を上回っておりますが、工事着手前からもう環境基準を上回っている状況でございます。

振動についてですが、建設作業振動について、その調査結果は 35～54dB ということで、予測を下回ってございます。

道路交通騒音・振動ですが、こちらの調査結果は 50dB でありまして、着手前の現況値及び予測値と同程度でございました。

続きまして、地盤沈下。開削工事の掘削時における地下水位の変化に伴う地盤沈下の程度でございますが、地盤変動量につきましては、-9～+7mm ということで、地下水位の低下に伴う横断線ごとの変動はほとんど確認されない状況でございます。

地形・地質についてですけれども、こちらにつきましては、掘削工事期間におきまして、遮水性の高い土留壁を施行して、それが完了した区間から掘削を始めておりますので、土留壁等の変化はございませんでした。

続きまして、13 ページをご覧ください。水文環境についてですけれども、こちらにつきま

して、地下水位の変動の状況についてですが、一部構築作業時に伴いまして、一時的な水位低下が確認されてございます。ただ、こちらにつきましては、構築が進むに伴いまして水位は回復または回復傾向にあり、比較的安定している状況でございます。

報告書の 57 ページのグラフをご覧ください。上下にグラフがありますが、下の部分で比較的右側にありますオレンジ色の線から右側が今回の調査報告の部分になりますけれども、下の図で 19、21、緑と赤紫の線が 22 年 7 月 1 日の前くらいから水位の低下が認められて、徐々に回復しているという状況でございます。

同じく 59 ページをご覧ください。こちらにもグラフが 2 つありますけれども、下のほうのグラフ、こちらの No. 31、33、35、36、37 につきましては、23 年 9 月 1 日の前くらいから水位の低下が確認されて、現在、徐々に回復する傾向にあるという状況でございます。

続きまして、廃棄物についてですが、建設廃棄物の状況になりますが、駅舎の解体等に伴いまして発生しました建設廃棄物の発生量ですけれども、予測では 9,700 トンを予測していたのですが、これまでの事後調査結果の累計で 6,655 トン、今回につきましては、1,654 トンという程度になってございます。

建設発生土の状況でございますけれども、予測 609,000m³ に対しまして、これまでの累積で 494,000m³、今回の調査分では 3,700m³ という形になってございます。

苦情の有無になりますが、前回の御報告以降ということで、平成 22 年 4 月から 3 年間についてですけれども、騒音に関する苦情が 52 件、振動について 11 件、水文環境について 1 件の苦情がございます。主な苦情の内容になりますが、報告書の 29 ページをご覧ください。こちらに苦情の概要等を記載しておりますが、夜間工事の騒音がうるさい、また、作業員、誘導員の声がうるさい。車を安全に誘導するために作業員の方が大きな声で大丈夫かどうか確認しておりますので、その声がうるさいという苦情になってございます。

こちらについてですけれども、夜間の工事については事前に周知する。また、作業員、誘導員に対しては無駄な音を出さないように指示をする。また、仮囲いのほかに防音シートを増設して低音の低減に努めるということでございます。

振動の主な苦情ですが、報告書の 44 ページをご覧ください。こちらにも騒音と同じように夜間の工事のために振動がひどくて眠れない。また、工事関係の設備振動が気になるという苦情でございました。夜間の作業につきましては、騒音と同じように事前に周知する。また、作業員に対して振動低減に配慮するよう指導している。また、設置の機具等につきましては、その位置を検討し、また下にゴムマットを敷くなどして振動を低減させるような措置を講じ

ております。

水文環境についてですけれども、こちらにつきまして1件ありました。この1件ですが、先ほど御説明しました水位低下が確認された地区の比較的近い地区の井戸になっておりまして、本工の影響による水位が低下したと考えられております。こちらの井戸につきましても、現在、水位が回復中ということでございます。

苦情者に対しましては、井戸水が使えないという状況だったのですが、この家は水道水もきちんと引いておりましたので、井戸が使えなかった分、水道の使用量が上がったということで、増加した水道料金について、小田急のほうで補てんするという事で苦情者の御理解を得ている状況でございます。

小田急の事後報告については以上です。

○上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の14ページ、変更届になります。事業名は「京成電鉄押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業」というものでございます。

答申日は平成12年6月、受理日が今月の13日というものでございます。

事業区間が葛飾区四つ木から立石の間ということで、事業延長が約2.2km。踏切の除却数が11カ所ということで、複線の高架を建設するというものでございまして、事業期間は平成12年から34年ということで、供用開始を平成34年と見込んでおります。

今回の変更の理由ですけれども、用地の取得の遅れに伴って、事業期間内で工事の完了が困難であるということございまして、事業の期間を延長するというものと、押上線のダイヤの変更に伴い、運行計画の一部が変更になるというものでございます。

変更内容でございますが、事業期間の変更ということで、変更前は平成12年度から24年度ということで、変更届の提出が9か月ほど遅れまして、まことに申しわけないことございまして、今回報告させていただいているところでございますが、それを10年延長いたしまして、平成34年度までということでございます。用地の取得の遅れということでございますが、平成15年度末現在では用地取得率3%ということでございましたが、現在、25年度の12月現在、96%まで事業用地取得が進んでおりますので、今回の10年間の期間延長で何とか立体化ができるところまでこぎつけているというものでございます。

運行計画の変更につきましては、変更前が計画で456本、ラッシュ時最大33本というものが、504本ラッシュ時42本ということに変更になっていくというものでございます。下の※の編成車両及び運転方法については変更がございませんというものでございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果でございますが、環境影響評価項目全5項目

のうち1項目、騒音について予測評価の見直しを行ないその結果、いずれの区分の予測結果とも変更前の予測結果と比較して同程度になるということで、評価の結論は変わらないということでございます。

続きまして、同じ変更届、「二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第125号線建設事業」ということございまして、答申日が平成11年11月、受理日が平成25年今月13日というものでございます。

事業の種類が「高層建築物の新築、自動車駐車場の設置、道路の改築」というものでございまして、二子玉川の駅のところでございますが、世田谷区玉川一丁目、二丁目、三丁目というもので、区域の面積が11.2haというもので、主要な用途は商業、業務ビル、ホテル、住宅、駐車場というものでございまして、建物の高さが最大151mというものでございます。

延床面積はそこにあるとおり42万㎡というものでございます。

変更の理由といたしまして、工事の構成を精査した結果、工事期間を約3カ月短縮できることになったということでございます。また、地元との協議を踏まえ、自動車の出入口を変更するというものでございます。

その表にあるとおり、工事期間を3カ月短縮いたしまして、121カ月を118カ月ということでございます。出入口につきましては、出入口を入口だけにするとところが1カ所、出入口そのものを1カ所減らすというものでございます。こちらの事業計画の変更についてという変更届の冊子の4ページ、5ページを見ていただきたいと思いますが、そこに出入りの駐車場の位置の変更が図で示されてございます。5ページのほうを見ていただきますと、真ん中辺にⅡ－b街区という緑色で三角地帯がございまして、その北側というか、図でいうと上側になりますけれども、変更箇所ということで、4ページのほうを見ていただきますと、出口が1カ所減っているというものでございます。

その下のところ、5ページでいうとⅡ－b街区の三角の下、赤で囲ったⅡ－a街区のやや上でございますが、ここに入りと出がありますけれども、4ページのほうでは入りと出は消えておりまして、出入口を一カ所減らすというものでございます。

これは地元との協議の結果ということでございますので、こういった形で減らすということになりました。

環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果ということでございますが、建設機械の稼働台数及び工事用車両の台数は、工事工程の平準化に伴い変更前と同等もしくは減少することから、予測・評価の見直しは行わないというものでございます。これは全て工事のピークが

過ぎておりますので、予測・評価そのものに大きな影響はないと判断しているものでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 16 ページをご覧ください。事業名「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」の変更届になります。

こちら答申日が平成 5 年 4 月 19 日、変更届の受理日が 25 年 11 月 19 日になってございます。

事業の種類が「土石の採取。」 事業規模になりますが、年間の採取量が 35 万 t。採取期間が 20 年間となっております。

変更理由ですけれども、採石場内で法面の崩落等が発生したために、崩落箇所周辺の森林を伐採するなど、災害防止対策として切羽ベンチ等を再構築してきたが、これらの緑地を回復するために、事業期間を変更するというものでございます。

一部森林が伐採されてしまいましたので、それを復旧させるために事業期間を延長するという形になってございます。

変更内容ですが、事業期間 25 年までだったものを 26 年までということで、1 年間延長してございます。

本事業なのですが、平成 25 年 12 月で事業が終わりまして、継続といいますか、新規事業として新たに採石事業を行うという予定でございました。そのため、本年 6 月の総会におきまして、新規の事業につきまして評価書案への答申を行っていただいている状況でございます。ただ、事業期間が 25 年から 26 年に一年延長されましたので、新規の事業に関する評価書の提出は少し遅れるという状況になってございます。

今回の変更ですが、事業期間の変更のみで採石用地等の変更等はありませんので、予測条件に変化はないことから、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして、17 ページ「(仮称) IKEA 立川建設事業」の変更届になります。

こちら答申日が平成 24 年 11 月 28 日、変更届の受理日が 25 年 12 月 12 日になってございます。

主要用途は物品販売ということで、駐車場台数が約 1,450 台。工事予定期間が 25 年 2 月から 26 年 2 月までの 1 年間ということで、供用予定が 26 年 4 月、来年 4 月を予定してございます。

変更理由になりますが、実施設計の進捗と「立川市景観条例」「大規模小売店舗立地法」、これらの関連法令に基づきます届出と行政機関との協議によりまして、建設計画、エネルギー

一計画、緑化計画を変更してございます。

まず、変更内容のところをご覧いただきたいのですが、建築計画の変更ですが、建物の概要ですが、延床面積約 98,600m² から 92,500m² に減少してございます。これは屋根等の構造を変えたために、敷地面積のカウント方法が変わったということでございます。

また、最高高さが 30.8m から 34.5m に変更になっております。これは新たに何か高いものをつくったということではなくて、屋上部にありました塔屋をカウントしていなかったもので、この高さをカウントしたというものでございます。

必要駐車所台数が 1,379 台から 1,344 台に減少してございます。

景観についてですが、外壁の青の強調色のメッシュ開口率を上げて、色彩を抑えるということですが。

IKEA の変更届の 60 ページをご覧ください。下の写真になりますけれども、これが完成予想図になります。これが変更後で変更前が 61 ページになりますが、もっと濃い青がべたっと全面にあったものが、メッシュを入れることによって多少地域へのとげとげしさが軽減されるという形になってございます。

続きまして、本日の資料の 17 ページに戻ります。エネルギー計画の変更ですが、当初熱源としましては、電気だけの使用を予定していたのですが、ガス吸収式冷温水発生機を用いまして、電気・ガス併用方式に変えるという形になっています。また、この施設は地中熱の利用設備を導入しまして、電力消費等の軽減を図る予定だったのですが、当初予定では 90 本のポールを埋める予定だったのですが、45 本に半減してございます。そのために、電力削減量が 324 から 128 に減少してございます。

続きまして、緑化計画になりますが、こちらにつきまして屋上部の緑化面積が 1,250m² から 1,745m² に増加してございます。

環境影響評価項目の再評価の結果ですが、今回、7 項目のうち 6 項目（大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、日影、景観、温室効果ガス）につきまして、予測・評価の見直しを行ってございます。見直しの結果ですが、変更前の予測結果と比較して同程度または減少することから、評価の結論は変わらないという結論になってございます。

以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。一括して御報告いただきましたが、これについて何か質問等がございましたら。

その前に、先ほど説明にもありましたが、調査計画書については第二部会のほうで審議を

いただくことになっていきますので、第二部会の皆さん、よろしくお願いします。

どこからでも結構ですが、今の中で。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 まず、事後調査報告書の最初の国際海上コンテナターミナル整備事業の話なのですが、基本的なところはよろしいかと思うのですけれども、報告書の42ページのところに、表3-5の中で浚渫工事の実施前に再度底質調査を実施しということが書いてあって、実施状況のところ到底質試験結果は資料編のとおりと書いてあるのですが、資料編の中にどこにあるのでしょうか。見たところ見当たらないので教えていただければと思います。資料編というのは後ろの資料のところですね。このところで興味があったので見たのですが、私は見つけることができなかったので、どこなのかということです。

○上田アセスメント担当課長 見たところ見当たらないので、落ちてしまったのかもしれませんが。この次に別途報告させていただきます。

○中杉委員 問題は特にないと思います。

もう一つ、変更届のところでIKEAの一番最後のところですが、水質汚濁のところでは結果はこれで結構ですけれども、46ページの予測評価の結果のところでは「シミュレーションにおいて年間のバランスの取れた運転を行う場合は、周辺地盤温度への影響は小さい結果となっている」という表現があるのですが、評価書の審議のときに私は申し上げたのですが、地中熱は夏はとると冬に入れるのでバランスをとればいいというたぐいのものではないだろうというコメントをさせていただいて、再度こういう記述がなされていると困るだろうと思うのです。今後、こういうものはIKEAの例が初めての例なので、これが定番になってしまうと非常におかしな話になってしまいますので、注意するように言っていただけませんか。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。年間のバランス云々の表記については注意するようにいたします。

○小島審議会会長 ありがとうございました。

以上の件については、事務局のほうで適切な処理をお願いいたします。

ほかにございますか。

どうぞ。

○田中（修）委員 事後調査報告書の国際海上コンテナターミナルですが、報告書を見ますと調査項目の中に水質汚濁が入ってはいるのですけれども、きょうの資料には記載がなかつ

たのですが、報告書の47ページに表4-2というものがあまして、環境保全のための措置の実施状況（水質汚濁）というものが出ていまして、この実施状況の中に汚濁防止膜の設置が濁りの拡散防止に十分効果的であったということを確認したと書いてあるのですが、これにつきましては、何か水質測定をして定量的な報告があったのでしょうか。もしあれば、ぜひこの防止膜の効果を私自身も知りたいのですけれども、記載があればより好ましいかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○上田アセスメント担当課長 昨年の変更届のときにも出させていただいたのですけれども、これは関連事業の話で、第一航路との間の水深の差を解消するためにグラブ浚渫船で浚渫していくという関連事業作業でございまして、ここにはそれは記載していなかったものですから、それは別途報告させまして、どういう効果があったのかということは示させるようにいたします。

○小島審議会会長 それでは、よろしくをお願いします。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 関連するので、2件についてコメントしますけれども、まず1つは、何回か話題になっているコンテナターミナルの件と、それと対称的なのが大田清掃工場なので、それを続けてコメントさせていただきます。

まず、コンテナターミナルについての事後調査を見てみますと、16ページに風の頻度が出ているのですけれども、それと観測点との位置関係を見てみると、ほとんど風上で測っている。割と事後調査の場合はそういうことが多いのですが、実際、建機等がどう動いたかということについての把握ができなかったのではないかと思います。

それから、風配図が示されているわけではなくて、10ページ、最多風向が日ごとに列挙されていて、そのときの平均風速が載っているだけなのです。これだと、観測したところと発生源との位置関係というものは把握できないので、これでは事後調査をしたといっても、その結果を我々が読み取ることができないと思います。

その2点から見て、この頻度で見るとほとんど風上で測っているということもあるので、この観測データそのものは、事後調査としては余り役に立っていないのではないかと強く思います。

それに対して、大田清掃工場のほうなのですけれども、環境基準を超えているという観測結果が出ているのですが、非常にたくさんの常時観測点と比較して、日々の変動等を比べて、その特性からもう少し広域的な汚染だろうと判断とじていると見ています。ただ、情報量が

多過ぎて、短い時間でこれを全部読み取って全て整合できているかどうかというところまで今、判断できないのですが、この日々の変化、常観局と一般環境局との関係、それと現地の6地点の観測データの変動と比べてみて、この評価書でコメントとしている基本的には広域の汚染の影響。広域といっても10kmぐらいの自動車移動発生源を中心とした発生の影響だと思うのですけれども、そうであろうというのは妥当かと思います。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

先ほどのコンテナターミナルのほうは、どういうところをどうやればいいのかとか。

○木村委員 1つは、最小限頻度だけではなくて、風配図が全ての時間帯の風向・風速を書いてもらいたい。それがないと、基本的には判断できないと思います。特に風下ではかっている時間帯が短いと思われまますので、それなしには本当に測れているかどうかの判断ができない。それが最小限お願いしたいことです。

それと、もし可能であれば、そもそも観測点を選ぶときにシーズンのことをよく考えて、代表的な場所、つまり風上ばかりにならないようなことをよく考えて選んでもらいたいと思います。それは今からやり直せませんから、今後類似事例についてお願いするということになると思います。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局のほうからこれについて。

○上田アセスメント担当課長 今、木村先生御指摘のことはもちろんで、風上で測ったら正しい数字が出ないということでもありますけれども、ただ、先生もおっしゃったように事後調査計画書などで調査地点をあらかじめ決めてしまっているというところもあるので、これは一つ勉強の材料といたしまして、今後同様な事例があるときには、風上に偏らないような形、または季節によって風向きも北からだけではないというときもありますので、その辺は工夫させていただきたいと思います。

あと、風配図などの資料はなるべく、ちょっとボリュームが多くなってしまいかもかもしれませんが、御判断いただくに当たって必要だということであるので、つけさせるようにはいたしたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

守田委員、最後になりました。

○守田委員 小田急電鉄の小田原線の話と、八王子インター、ちょっと内容は違うのですが、でも、まず小田急電鉄の小田原線について、先ほど事務局のほうから水文環境について 1 件の苦情があって、井戸が枯れたと。それで水道水を使ってその分ということなのですから、その井戸はもう回復して使えるようになったのでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 まだ完全に回復してはおりません。回復途中ということです。

○守田委員 気になるのは、水位が構築の作業で一時期低下して、その後水位が回復傾向にあるということが書いてあるのですけれども、この報告書の 59 ページの水位変化のマップ、これはだんだん下がっていて、回復していないし回復傾向にあるとも思えないのです。

○佐藤アセスメント担当課長 今、この部分については継続して調査しているのですけれども、25 年 5 月、7 月、9 月と測っておりまして、戻ってきていることを確認しております。

○守田委員 分かりました。

あと、もう一点が八王子インターの件なのですから、水循環の評価手法なのですが、ここで東京都の雨水浸透指針で評価手法ですが、浸透能の変化をどう評価するかといったときに、一応評価手法として東京都の浸透指針の目標にするということが書いてあるのです。それはいいのですけれども、浸透の指針というのはどちらかというと宅地化したかなり都市化が進んだ場所を想定してそういう指針をつくっていると思うのです。ところが、この場所は非常に自然が残っていて、都心部とはかなり状況が違うと思うのです。そういうどちらかといえば宅地化したところを想定してつくられた指針ではなくて、できるだけ浸透能にしる流動にしる、もともとの状況をできるだけ保全していく。比較するのはいいのですが、そういうことを指導なり意見があったということ伝えていただきたいのです。

○佐藤アセスメント担当課長 それは事業者のほうに伝えるようにいたします。

○小島審議会会長 平手委員、どうぞ。

○平手委員 IKEA の立川ですけれども、景観のところでは先ほどの説明の中で外壁の青の強調色のメッシュ開口率を上げ、色彩を抑えたということが出ています。本文中を見ても記載がないのですが、例えば先ほどの 60 ページ、61 ページを見ていただいて、色彩を抑えたという形になっていますけれども、具体的に IKEAさんのコーポレートカラーであるはずで、彩度を実際に下げたのかどうか。彩度を下げたということであれば御英断だと思うので評価できるのですが、もしそうでないとなれば、CGのほうで多少ごまかしている表現ですけれども、CG上では下がったように見えるわけです。実際に彩度が下がっているのかどうか教えていただければ。

○佐藤アセスメント担当課長 60、61 を比べると確かに彩度が下がっているように見えますが、この部分について、事業者のほうから彩度を下げたという話は聞いておりません。

○平手委員 そうすると、逆に問題がありますね。見せ方というか、そのあたりで下がったように見えますけれども、彩度が下がっていないということであれば。

○佐藤アセスメント担当課長 この写真が不適切ということですね。

○平手委員 そうです。彩度は下がっていませんね。

○佐藤アセスメント担当課長 彩度が下がったという報告は受けておりませんので、それは再度確認いたします。

○平手委員 表現としては、色彩を抑えたということにはならないです。色彩を抑えたという表現が成り立つとすれば、彩度を下げたとかマンセルの属性の中で何かが変わったという表現がないと、同じものであれば、メッシュ開口率を上げて見せ方として圧迫感なりが多少軽減したということだけけれども、色彩を抑えたという表現は正しくありません。

○佐藤アセスメント担当課長 多分、メッシュを入れて多少青の面積部分を狭くして見え方を変えたというだけだと思いますので、その辺については業者のほうに彩度の件とこの辺の表現につきまして、検討させていただきます。

○平手委員 もう一点、スカイツリーなのですが、これは教えていただきたいのですが、先ほどの説明の表でいきますと、事後調査の予測結果というのは桁でいうと 2 桁、3 桁違うところは、要する何十倍から 100 倍程度下がっているわけです。実際に基地局が多少アンテナがなくなったということがあっても、こんなに予測と事後調査の結果が違うのというのは疑問なのです。

○上田アセスメント担当課長 予測の段階では、安全側から見て少し多目の数字が出るということもあることはあるのですが、実際にはかった結果はこういった形でございまして、桁がこれだけなぜ違うかというのはなかなか難しいところなのですが、実際にスカイツリーから発出される電波局の数が減ったということが大きな理由ということでございまして、そこら辺は測定の仕方ということもないと思うのですが、ちょっと答えづらいところもあるのですが、黒田先生、これはどうなのですか。

○黒田委員 それについて、私も事前に問い合わせをいたしておりました。そうすると、今、言いましたようにほかの携帯電話と 36 ページのほかのラジオ局と移動局が来なかったというふうに聞いておりますけれども、桁が非常に大きく違っていますので、私のほうからももう一回業者に聞いてくださいということは言っております。その結果、予想の局が来なかつ

たと聞いております。

これは、電波法に基づく電波防護指針というもので0.2で、電波法で決まっております。それを下回る。大体アンテナというものは下回ってくることは分かっているのですが、予測と非常に多く違っていただきますので、もう一回聞いていただきたいと思っております。

もう一つ、ラジオ局と移動局と携帯電話が来なかったということなのですが、将来的にこれに限らず、将来何かくるかもしれないということで、来たらきちんと測定していただきたいということも申し上げております。29ページのところに定期的に電波環境の測定を実施するということが書いてありますので、それをやっていただきたいということでございます。

○小島審議会会長 どうぞ。

○上田アセスメント担当課長 両先生からの御指摘もありますので、測定の間違いということはないと思っておりますけれども、もう一回事業者のほうには確認をするように指示をいたしたいと思っております。

あと、今後新たな放送局が設立されて、こちらのほうに来る可能性ということですが、ないわけではないと思っておりますし、とりあえずは旧タワーのほうに残っていますが、事情が変わって新しいタワーに来るといったケースも考えられなくもないわけですので、そういった事象があるときには、これは現在の数字ですが、周辺2kmを測定エリアにしていますので、これだけ調査があるのでオーバーすることはないと思っておりますので、その辺は確認するようにいたしたいと思っております。

あと、29ページ、先生からもありましたけれども、電波防護指針を満足して防護指針に基づいて電波法による免許を受けた電波局しかこちらに来ないということなので、そういう意味ではいけば、法的には全てクリアしたものしかないということですので、大丈夫だと思いますけれども、その辺も含めて確認はするようにいたします。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○羽染委員 2点教えてもらいたいのですが、本文の11ページ、大田清掃工場の廃棄物の予測結果と累計の数値が出ていますので、予測結果と大分違うところは、コンクリート塊とその他がれき塊が2倍とか10倍とか違うということが気になったのですが、できれば確認していただいて、なぜこんなに違うのかということをお教えいただければと思います。

解体も入っているのかと思ったのですが、報告書のほうを見ると建設から出てくるものだと
なっていますので、解体くずの見込み違いではなくて、建設工事の原単位のとり方の差なの
かという気がしました。

もう一点は、最後のページの IKEA の地中熱利用設備が半分になったということで、さらっ
と書いてあるのですが、もし支障がなければ、西側だけにしますという報告書になってい
るのですが、なぜこうなっているのかということが、支障がなければ教えていただければと思
います。例えば土地利用上障害が出ているとか、あるいは市とのやりとりで半分になったと
か、そんなものが分かれば教えていただければと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、大田清掃工場のほうから御説明いたします。コンクリ
ート塊が増えたのは、今回ではなくて前回の報告の部分になってくるのですけれども、地下
躯体とアスファルト、これは現場調査をした結果、安全性上もっと壊さなくてはいけない部
分が出てきたということで増えたようです。これは工事施行中その 3、24 年 11 月の報告でそ
のように報告されております。

IKEA の 90 本が 45 本になった理由なのですけれども、予算の都合だそうです。

○小島審議会会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございますか。

1 件、私のほうで質問したいことがありまして、村尾組の事業拡張の件で、変更、評価の
見直しを行わないのは採石用地を変更しないためとあるのですが、変更理由を見ると法面の
崩落等が発生し、今の採石用地の中での環境要素というものはいろいろチェックしているわ
けです。いろいろデータも出ている。法面の崩壊というものが敷地内ということはいいいの
ですけれども、これによって当初から長丁場でやっているのでしょうか、その中でそのとき決
めた環境要素に影響がないのか。例えば崩落してバックグラウンドは森林にするとか緑地に
するところがとれてしまったというのは、かなり緑地面積、景観等々に関係があるかもしれ
ない。その辺のことがなかったということが本当は変更理由の一つに入るのではないかと思
いまして、もう少しこの理由を書いていただけると、その辺が判断できるかとこれを見て気
になりましたということです。

○佐藤アセスメント担当課長 今、会長がおっしゃったように、のり面が崩壊しまして、安
全確保上、要は復元緑地等が一部復元できていない。あるいは保存緑地を一部組み込んでい
る形になっておりまして、1 年間延長することによって、緑地回復を目的にするということ
が一部ございます。最終的に現時点が予定より緑が少なくなっているのですが、1 年後には

原状復帰して同じような量になるという計画でございます。

○小島審議会会長 今のことが変更の理由のところ一言入るといいのです。最後は採石用地は変更しないためというところだけに理由がなっていると、上にはそれを読めるような内容になっているのですけれども、その辺についても今の緑地回復が当初計画どおりの面積率でいくとか、細かいことはいらないのですが、そういうことを含めて変更しなくても評価結果は前のおりと一言入れればいいのかという気がします。

○佐藤アセスメント担当課長 評価の見直しのところ、余り詳しくは書けないのですが。

○小島審議会会長 ここに余り書けないでしょうから、これはまだ長丁場で何回か出てくるので、そのときにもう少し丁寧にお願いしますということでもいいのではないかと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。

○小島審議会会長 ほかにございますか。

それでは、ただいまいろいろな委員の方からの意見をいただき、それに対しての事務局の対応ということで、今後確認してもらうことも含めまして、対処していただくという結果でございましたので、ほかに特にならなければ、これをもちまして審議会を終わりたいと思いますが、全般につきまして何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特にならぬので、これをもちまして審議会のほうは終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 35 分閉会)